



三田 敏和 議員

ピロリ菌検査を集団健診に入れては

垂水子ども未来課長 財政面も含め、今年度中に検討

問 集団健診などの状況は。垂水子ども未来課長 特定健診の対象者数は毎年約1500人であるが、受診率は概ね40%台を推移している。がん検診も毎年受診者が増えている。

問 受診率の40%台とは。垂水子ども未来課長 福岡県の平均が30%台であり、この近隣では非常に高いと認識している。

問 今後、受診率を上げていくための努力は。垂水子ども未来課長 できるだけ負担をかけず、受診いただけるよう昨年からの、ハガキによる申し込みに変更した。多少の反省点はあるが、より効率的に負担の少ない、混雑しない受診体制に努めている。

問 胃がんや胃潰瘍、十二指腸潰瘍などの大きな原因であるピロリ菌は、40歳以上に非常に高く感染しているといわれている。認識は。垂水子ども未来課長 胃の粘膜に好んで住み着く細菌で、様々な胃の病気や、確実な胃がんのリスク要因として認識している。

問 県下では検査を行う自治体に添田町、川崎町がある。状況は。垂水子ども未来課長 県下初の添田町はABC検査で全額自己負担。川崎町は全額公費助成で、対

象年齢はともに40歳以上で、1回限りの検査となっている。

問 職員も昨年度から検査をしていると聞か。川口総務課長 今年2月、初めて血液の追加検査として実施した。結果、20%の陽性反応があった。

問 土中の細菌で井戸水の感染は大い。集団健診に加えるべきではないか。垂水子ども未来課長 県下では5市5町が実施している。県下の状況、公費助成の有無、手段、方法などを踏まえ、財政面を考慮し本年度中に検討する。

問 防げる病気、保険費の抑制を考えれば、導入すべきではないか。坪根町長 ピロリ菌検査の助成は、各課の政策提案にもあった。様々なことを考慮し、優先順位をつけ、前向きに検討する。

上毛中グラウンドの状況は

問 上毛中学校のグラウンド改修工事が完了したが、効果は期待通りか。古原教務課長 体育大会が雨で順延となったが、翌日には実施できた。埃などに効果もあり、排水効果は期待通りであると、確信している。

問 雨上がり直後、グラウンドを見に行ったら、水が淀んでいた。勾配的にも厳しいのでは。古原教務課長 グラウンドの広さからみると難しい勾配である。補正予算でお願している補充土にて管理する。



上毛中グラウンド

行政の窓口対応は適切か

問 住民がもっとも安心して、信頼していただける窓口か。川口総務課長 町長が示す九州一輝く町を目指すには、職員の資質向上、特に直接住民と接する接遇などは非常に重要。各種の職員研修などを通じ、職員の意識向上、能力開発に努めている。また気配りチェック表を職員に配布、月ごとに上司が助言を行っている。

問 窓口担当者の個々の資質、対応により、結果が変わることはあってはならない。まずは親切丁寧な話を聞く気配りが大事ではないか。坪根町長 ワンストップ対応を含め、住民に誠意ある対応について、事あるごとに職員に指示を出している。また、課毎に顔写真を掲示し、見える化を図っている。

問 窓口総務課長 当初、12名という少人数であり、ボランティアという形でお助けした。会員も多くなり、事務局は、役場ではなく、会員の方で持ってもらおうよう調整していく。

問 問題は、地方公務員法に抵触していないかという点である。あまねく住民に対し、平等の行政サービスをするのが公務員である。一部の者や団体に特別なサービスをするのは「便宜供与」に当たらないか。川口総務課長 指摘の点を十分考慮し、今後は、会員の中に事務局を持っていくよう要請しなければならぬと思っている。

問 民間の会社企業とは違う行政公務員であること、先輩後輩が同席で親睦を図り、意見を拝聴することは悪いことではないが、後輩はどうしても受身にならざるを得ないことが多い。重要政策、事業の推進や極端には選挙ということもある。公務員である以上、公平な立場を維持することが大切だと思ふ。坪根町長 綱紀粛正をしっかりと図り、今後の運営については対応していく。



宮本 理一郎 議員

町営住宅の将来展望は

佐矢野住民課長 長寿命化計画に基づいた整備を



照日台団地

問 本町に点在している町営住宅の入居状況は。佐矢野住民課長 現在、12団地、170戸を管理し、127戸が入居中である。新規入居者を募集する野間、新池、唐の里、緒方の4団地は80戸で100%の入居率である。その他の8団地は、老朽化が進んでいるため、入居者募集を停止している。

問 募集停止の団地に関して、今後の活用対策は。佐矢野住民課長 町営住宅長寿命化計画に基づいて建て替え、修繕、用途廃止などを検討している。

問 空き家、廃屋の調査、管理と、その情報の集積を、特措法でどのように運用、活用する考えか。佐矢野住民課長 空き家対策特別措置法の第14条に、助言、指導勧告、最後は、命令、代執行という段階があるので、法に基づいて所有権者とお話することになると考えている。

問 今回、空き家対策特別措置法により、固定資産税の6分の1引き下げ特措措置が解除されることは、空き家、廃屋問題の解決前進へ大きな要因になると思うが。福本税務課長 廃屋に関して、所有者に撤去を通告しても、何もしない場合は、当然、6分の1の特措措置がなくなる。行政としては、協議会という形を設けて税制上の事務処理などを含めて検討することになる。

どうする 空き家対策

問 「空き家」と「廃屋」の違い、區別は。佐矢野住民課長 空き家は人は住んでいないが修繕すれば住める状況であり、その他の使用もされていないことが常態化している建物。廃屋は空き家であって、修繕などの通常の方法では利用できず、問題解決のためには、撤去するしかないと思われる建物というように区別している。

問 役場OB会、名称は桜友会というそうであるが、組織としての実態は認識していたか。川口総務課長 平成25年4月20日設立、当時会員12名で発足。現在24名、「退職者相互の親睦と、在職職員との交流を図り、社会福祉充実のため活動を行う」との目的で発足している。

役場OB会の実態は

問 この組織の事務局はどこにあるのか。川口総務課長 役場の総務課内にあり、課内で事務を行っている。時間外に、ボランティアで事務従事している。

問 OB会なら旧大平、旧新吉富の役場OBも対象になると思うが、その方々は入っているか。川口総務課長 上毛町になってからのものであり、さかのぼれば切りがない。発足した当時は、上毛町の職員が退職し、自主団体ということでつくった団体である。旧大平職員、旧新吉富職員は入っていない。

問 自主団体と言うが、なぜ私的な団体が、公的な行政組織の役場の中に事務局が置かれているのか。